



2014年1月28日

大仙市議会議長 橋村 誠 様

秋田県春闘共闘懇談会
代表委員 中村 秀也
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816



秋田県労働組合総連合
議長 佐々木 章
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816



特定秘密保護法の廃止を求める陳情

日ごろからのご奮闘に心より敬意を表します。

さて、安倍内閣と自民・公明両党は選挙公約にもなかった特定秘密保護法を、法案反対の国民世論が大きくなっていたにもかかわらず「採決」を強行し「成立」させました。

特定秘密保護法は、政府の判断で「秘密」の範囲を際限なく広げ、恣意的に「特定秘密」が指定され、事実上、半永久的に国民に隠蔽し続けることができる法律です。国民の知る権利が奪われ、一般国民や報道機関までもが処罰の対象とされ、国民が知らないうちに犯罪者にされる危険も持っています。もう一つ重大な問題は、秘密を取り扱う人たちを選別する「適正評価制度」です。情報を漏洩する恐れの有無を政府が判断するため、個人情報を広範囲に調べて評価するとしています。調査対象が家族、恋人、友人にまで拡大され、働く者同士が監視し合う状況を作り出すなど、労働環境の著しい悪化と混乱をもたらす危険も指摘されています。

国会審議は短期間でしたが、その中でも憲法と相容れない同法の本質が明らかになり、反対の世論と運動が全国で急速に巻き起こりました。各種の世論実態調査で「反対」が過半数、「慎重・徹底審議」が7～8割となり、各界・各層・各分野から反対声明が次々と発表されました。そして、国連機関や海外メディアからも批判が相次ぎました。同法成立後も、国民の怒りと不安は広がり続けています。

特定秘密保護法が、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原理をことごとく蹂躪する憲法違反の法律であることは明確であり、廃止以外の選択はありません。

以上の趣旨から、特定秘密保護法の廃止について貴議会より国に対して意見を送付していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 特定秘密保護法を廃止すること。

以上

